

感対第 742 号  
令和 4 (2022) 年 3 月 4 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、継続して今週前週比が 1.0 を下回るなど減少傾向が見られるものの、高い水準が続いています。また、病床使用率も減少傾向にあるものの、医療従事者が感染又は濃厚接触者となることなどにより確保病床を想定どおりに稼働できず、中等症者数や重症者数も増加傾向にあることから、数字以上に病床はひっ迫した状況であり、救急搬送困難事案が多数発生する状況が継続するなど、通常医療を含めて、医療提供体制への負荷が高い状態が続いています。

このような中、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間が 3 月 21 日まで延長されることとなりましたが、新規感染者数の減少傾向を確実なものとし、医療ひっ迫を食い止めるため、基本的な感染対策の徹底や飲食店等に対する営業時間の短縮等に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策など、まん延防止等重点措置区域としての協力要請を改めて県民・事業者に呼びかけることとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添について周知していただきますようお願いいたします。

（ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 028-623-2826 ）